（様式第２号）

学　則

法人・団体の名称	株式会社 EE21
開講目的	知的障害者または精神障害者の方の地域社会での自立支援と生活参加を支援する役割を担う行動援護従業者を、養成・研修することを目的にする。
研修事業の名称	未来ケアカレッジ　行動援護従業者養成研修
実施場所 （住所も記載）	＜梅田校＞　講義及び演習場所 大阪府大阪市北区太融寺町 5-15 梅田イーストビル 6 階 未来ケアカレッジ梅田校 ＜京橋校＞　講義及び演習場所 大阪府大阪市都島区片町 2-2-40 大発ビルディング 7 階 未来ケアカレッジ京橋校 ＜天王寺校＞講義及び演習場所 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 8 階 未来ケアカレッジ天王寺校 ＜堺東校＞　講義及び演習場所 大阪府堺市堺区一条通 20-1 銀泉堺東第二ビル 5 階 未来ケアカレッジ堺東校 ＜難波校＞　講義及び演習場所 大阪府大阪市浪速区難波中 3-6-12 ナンバグランドビル 4 階 未来ケアカレッジ難波校 ＜吹田千里丘校＞講義及び演習場所 大阪府吹田市千里丘下 20-16 未来ケアカレッジ吹田千里丘校 ＜布施校＞　講義及び演習場所 大阪府東大阪市長堂 3-2-22 布施あすなろビル 9 階 未来ケアカレッジ布施校 ＜枚方校＞　講義及び演習場所 大阪府枚方市大垣内町 1-1-1 朝日生命ビル枚方 6 階 未来ケアカレッジ枚方校 ＜東岸和田校＞講義及び演習場所 大阪府岸和田市土生町 5 丁目 2-7 新川第三ビル 6 階 未来ケアカレッジ東岸和田校
研修期間	別紙研修カリキュラム参照
研修カリキュラム	別紙研修カリキュラム参照

講師氏名及び担当科目	別紙講師・ファシリテーター一覧表参照
研修修了の認定方法（補講対応含む）	定められた期間内に全ての課程を修了した者を、修了者として認証する。 修業年限は２ヶ月以内とし、２ヶ月を超える場合は修了不可とする。 原則として補講は認めない。ただし、大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱第３条第１項第３号ニ、ホに基づき、やむを得ない事由により遅刻、早退等した場合は、当校が開講する次の研修での再受講となる。 ※やむを得ない事由とは、第三者による証明による遅刻、早退であり、全科目の２分の１相当以上とは１日目、２日目の、講義１科目を含む６科目以上を受講することである。また、演習の再受講を行う場合は、演習全科目を一連で行う必要があるため、２日目、３日目を同一研修での再受講となる。 ※研修カリキュラムが変更となった場合は、１日目から再度の受講となる。 大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱　第３条第１項第３号(抜粋) ニ　補講は、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において全科目の２分の１相当を上回り受講した者（補講による受講は除き、講義１科目を含む６科目以上を受講した者）に対し、未受講の科目について当該指定研修事業者の研修日程において行うこと。なお、やむを得ない事由については第三者による証明によるものとする。 ホ　演習については、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった場合、その後の演習受講は認めず、演習の補講を行う場合は、演習全科目を一連で行うこと。なお、演習部分の補講は視聴覚教材の視聴による対応は認めない。
開講時期	別紙年度計画参照
受講資格	全科目を指定された日に受講可能な方。 行動援護事業者において行動援護従業者として従事する事を希望する者、従事することが確定している者又はすでに従事している者。
受講手続（募集要項等）	受講手続きは次のとおりとする。 (1)一般公募とし、資料請求は電話・ＦＡＸ・当校のホームページから受け付ける。受講申込みは下記のいずれかの方法により申込むものとする。 ①所定の申込み用紙に必要事項を記入の上、当社宛に郵送して申し込む。 ②当社ホームページの申込フォームより、必要事項を入力の上、申し込む。 (2) 申込受付は先着順に行い、受講決定通知書と受講料支払い案内を受講者宛に郵送する。申込者が多数の場合は先着順とし、定員を超える場合はキャンセル待ちとする。申込者が６名に満たない場合は開講を中止する場合もある。 (3)受講料の入金確認により最終受講決定となる。

受講料等	43,450 円（テキスト代、消費税含む） 上記受講料を開講の前日までに納めることとし、銀行振込、コンビニエンスストア決済（前払い）、クレジットカード決済、ショッピングクレジット、もしくは教室窓口での現金納入にて受け付けるものとする。なお、当社の別講座の修了者若しくは受講中の者、あるいは関連施設紹介者からの受講者については、受講料を割引する場合がある。
使用テキスト	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）テキスト 強度行動障害のある人の暮らしを支える（中央法規出版株式会社）
解約条件及び返金の有無	研修開始の前日までの解約については納入された受講料を全額返還する。 ただし返還に係る振込み手数料は自己負担とする。 研修開始後の自己都合による解約の場合、原則として受講料の返還はしない。 当校の都合により開講できず解約する場合は、受講料を全額返金する。
受講者の個人情報の取扱い	受講者より取得した受講生の個人情報について本人の許可なく第三者への情報提供は一切しない。なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
受講中の事故等についての対応	対人・対物に関しては本校が加入している保険により保障する。 本人に関しては当校が危害を加えていない限り、自己責任とする。
研修責任者名、所属名及び役職	氏名：大島　英章 所属名：経営企画本部 役職：部長
研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：前川　克二 所属名：経営企画本部 連絡先：06-6363-2404
修了証明書を亡失・毀損した場合の取扱い	大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱第３条第１項第３号のヌの定めに基づき研修修了証書交付証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：事務手数料　2,000 円（税込）別途郵送料